

○令和七年東京都告示第三百八十号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人（同項に規定する会計監査人設置学校法人等を除く。）が、同条第四項の規定により、都知事に提出する令和七年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書に添付する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告に係る監査事項を次のとおり定める。

平成二十八年東京都告示第五百四十一号は、令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうか。